

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人共生会が設置する訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するための必要な人員及び運営管理に関わる事項を定め指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図り利用者の意思及び人格を尊重、要介護状態（介護予防あるいは要支援状態）の利用者の立場に立ち適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護の運営方針）

第2条

- (1) 事業所が実施する事業は利用者が要介護状態になった場合には可能な限り居宅において、自立した日常生活を営めるように配慮し療養生活を支援、心身機能の維持回復を図る。
- (2) 利用者の要介護状態の軽減若くは悪化の防止に努め療養上の目標を設定し計画的に行う。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場になってサービスを提供する。
- (4) 事業の実施に当たり利用者の所在する市町村、居宅支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスとの連携に努める。
- (5) 指定訪問看護の提供の終了の際には利用者又は家族に対して適切な指導を行い主治医及び居宅介護支援事業者へ情報提供を行う。

（指定介護予防訪問看護の運営方針）

第3条

- (1) 事業所が実施する事業は利用者が要支援状態となった場合は可能な限り居宅において自立した日常生活を営めるように配慮し療養生活を支援、心身機能の維持回復を図る。
- (2) 利用者の介護予防に努め目標を設定し、計画的に行う。
- (3) 事業の実施に当たり利用者の心身機能、環境状況等を把握し介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努める。
- (4) 事業の実施に当たり利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他居宅事業者、保険医療サービス及び福祉サービスとの連携に努める。
- (5) 指定介護予防訪問看護の終了の際には利用者又は家族に対して適切な指導を行い主治医及び地域包括支援センターへ情報提供を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称： 訪問看護ステーション ゆうあい

(2) 所在地： 長崎市蚊焼町2348番地2

(職員の職種、員数及び職務内容等)

第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 職種： 看護師

(2) 職員数及び職務内容

① 管理者： 看護師1名

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の総括責任者として、訪問看護事業全般を総覧し、適切な訪問看護サービスが行われるよう、主として次のような業務を行う。

- ・ 関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス等及び長崎市医師会等との連絡調整
- ・ 訪問看護事業の厚生大臣への報告
- ・ 主治医との連絡・協議及び訪問看護計画書、報告書の提出
- ・ 訪問看護師等職員の管理及び教育・指導
- ・ 訪問看護記録及び報告書の質的管理
- ・ 初回訪問看護時の事業内容説明及び訪問看護サービスの実施
- ・ 利用者及び家族等への対応及び指導
- ・ 衛生材料等の衛生管理
- ・ 職員の研究・研修等の機会を設ける
- ・ その他

② 訪問看護師： 看護師4名（うち1名は管理者を兼務）

訪問看護サービスの実施を主体とする次の様な業務を行う。又管理者に協力し、管理者不在の際にはその職務を補佐する。

- ・ 訪問看護サービスの提供
- ・ 訪問看護計画、訪問看護記録、訪問看護報告書の作成等
- ・ 主治医との連絡及び協議（緊急時の連絡及び対応を含む）
- ・ 利用者及び家族等への対応及び指導
- ・ 研修会等への参加
- ・ その他

(3) 理学療法士、作業療法士、主治医の指示により在宅リハビリテーションとその計画、実施記録等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日： 月曜日から土曜日とする。ただし、8月15日、国民の祝日及び12月31日

から1月3日までを除くものとする。

(2) 営業時間：月～金曜日 午前9：00より 午後5：00まで
土曜日 午前9：00より12：00までとする。

(3) 電話等により、24時間対応が可能な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施)

第7条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は次の様な方法によって交付される主治医の訪問看護指示書により利用者との十分な協議の上、指示書の発行日より1ヶ月以内実施する。

- (1) 利用者の主治医が事業所あてに訪問看護指示書を交付する。
- (2) 利用者から直接事業所に申し込みがあり、主治医の指示書がない場合は主治医に当事業所あての指示書を交付してもらうように助言する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、主治医を定め訪問看護指示書の交付を受けるよう助言する。もし、利用者に主治医の心あたりがない場合、もよりの訪問診療可能な医師を推薦し、主治医になってもらうことを依頼するよう助言する。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供方法及び内容)

第8条 主治医の指示書により、事業所の職員たる保健師、看護師が利用者宅を訪問し、介護を主体とした次の様なサービスを行い、その結果等は月に1回以上主治医に報告書を提出する。

- (1) 病状障害等の観察
- (2) 清拭、洗髪その他身体の清潔保持
- (3) 褥瘡の処置及び予防
- (4) 体位変換
- (5) カテーテルの管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事、排泄等の日常生活の介助
- (8) 家族への介護指導と保健・福祉サービスの紹介と助言
- (9) ターミナルケア、認知症患者の介護
- (10) その他

(通常の事業の実施地域)

第9条

- (1) 通常の事業の実施地域は、戸町・小ヶ倉・土井首・三和・野母崎・深堀・香焼中学校区（離島を除く）とする。
- (2) 厚生労働大臣が定める基準による額の利用料金のほか、通常の実施地域を超えて行う指定訪問看護〔指定予防訪問看護〕に要した交通費は、1kmにつき20円を徴収する。

(緊急時における対応方法)

第10条

- (1) 訪問看護サービス実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた場合、訪問看護師等は、速やかに主治医に連絡しその指示を仰ぐとともに適切な処置を行う事とする。
- (2) 訪問看護師等は前項について、しかるべき処置を行った場合、速やかに主治医及び事業所の管理者に報告するものとする。

(利用料等)

第11条 事業所は、基本利用料として健康保険法または高齢者医療確保法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

- (1) 医療保険（健康保険法または高齢者医療確保法）
健康保険法または高齢者医療確保法に基づく額を徴収する。
- (2) 介護保険
介護保険で居宅サービス計画書も若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護保険負担割合証に応じて介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収する。
但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- (3) その他の利用料
交通費及び利用者の申し出により次の様なサービスを行った場合、基本利用料の他に、その他の利用料を徴収する。但し、管理者が支払い困難と認めた利用者に対しては、減額または免除することができる。

- ① 交通費：通常の事業の実施地域は不要
- ② 営業時間内で90分を超過した場合： 30分毎に1,000円を徴収する。
- ③ 時間外及び営業日以外の場合： 一律3,000円を徴収する。
- ④ 訪問看護に引き続き行われた死後の処置： 10,000円を徴収する。
- ⑤ おむつ等の日常生活必要品の提供：実費相当分を徴収する。

(虐待防止)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の実施
 - ② 虐待の防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ④ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備や虐待防止のための措置を実施するための担当者の設置
 - ⑤ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者

を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

第13条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の実施
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症の予防及びまん延防止をするための従業者に対する研修会や訓練の実施
- ④ 感染症の予防及びまん延防止のための措置を実施するための担当者の設置
- ⑤ その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定する。また、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他の指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の運営に関する留意事項)

第15条

- (1) 訪問看護ステーション「ゆうあい」はその社会的使命を自覚し、地域の信頼を得るよう努力する。
- (2) 訪問看護の質の向上をめざし、看護職員の研究・研修の機会を設け、業務態勢の整備を心がける。
- (3) 訪問看護ステーション「ゆうあい」職員の服務規定は医療法人共生会職員就業規則を準用する。
- (4) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人共生会理事会との協議により定める。

(附則)

この運営規程は、長崎県知事の指定を受けた日（平成20年10月1日）より実施する。

平成22年	10月	1日	改訂
平成26年	8月	1日	改訂
平成28年	2月	1日	改訂
平成30年	9月	1日	改訂
令和2年	4月	1日	改訂
令和6年	2月	1日	改訂